

## 第 4 号議案

### 石田梅岩記念館に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

#### 記

- 1    管理を行わせる公の施設の名称  
      石田梅岩記念館
- 2    指定管理者となる団体の名称  
      公益財団法人    生涯学習かめおか財団
- 3    指定の期間  
      令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

## 石田梅岩記念館に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

| 管理を行わせる<br>公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称     | 指定の期間                   |
|--------------------|-------------------|-------------------------|
| 石田梅岩記念館            | 公益財団法人 生涯学習かめおか財団 | 令和7年9月1日～<br>令和11年3月31日 |